

バリアフリー改修工事には固定資産税の減額制度があります

平成19年1月1日以前から存在し、高齢者、要介護・要支援認定者および障害者が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の1年間に限り、当該家屋（100㎡相当分まで）の固定資産税の3分の1が減額されます。

減額を受けるための要件

(1) 家屋の要件

平成19年1月1日以前に建てられた住宅であること。貸家は該当しません。

(2) 工事期間の要件

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、バリアフリー改修工事が行われること。

(3) 工事費の要件

バリアフリー改修工事費が30万円以上であること。**※介護保険給付費や補助金等を受けている場合は、補助金額等を除いた自己負担額が30万円以上であること。**

(4) 対象となる改修工事

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差の解消
- 引き戸への取り替え
- 床表面の滑り止め化

(5) 居住者の要件

- ①65歳以上の方が居住していること
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方が居住していること
- ③障害者の方が居住していること

減額の内容

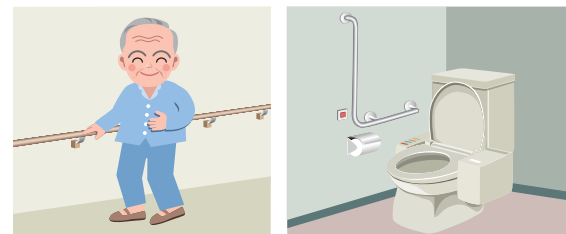
(1) バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分の1年間に限り、当該家屋分の固定資産税3分の1が減額されます。

(2) 減額対象床面積は、100㎡までが限度となります。

減額を受けるための手続き

次の書類を添えて、改修後3カ月以内に申告して下さい。

- (1) バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- (2) 改修工事の内容および費用を証する書類（工事明細書、領収書等の写し）
- (3) 改修箇所の工事写真（改修前・改修後）
- (4) 補助金等を受けている場合、それらの支給決定通知書等の写し
- (5) 居住者の要件を確認できる書類（介護保険被保険者証または障害手帳の写し）



減額内容の計算例

150㎡の住宅所有者で、家屋分の課税標準額が9,000,000円の例

●床面積100㎡分は、固定資産税額の3分の1を減額。残りの50㎡は通常の税額。

①本来の固定資産税額 9,000,000円 × 1.4% = 126,000円

②減額される固定資産税額 9,000,000円 × 1.4% × 100㎡ / 150㎡ × 1/3 = **28,000円を減額**

③減額後の固定資産税(家屋分) ①(126,000円) - ②(28,000円) = 98,000円

指定管理者制度の公募について

このたび、南島原市は、平成20年度からの指定管理者制度16施設を公募いたします。

制度の目的

指定管理者制度は、広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズに、より効率的・効果的に対応していくための制度です。

公募制

現在、指定管理者制度を導入している15施設については、現行の契約が19年度で切れます。

そこで、20年度からの管理・運営について、さらなるサービスの向上と経費節減効果をはかるために公募制を導入して行います。今回は新たに、布津福祉センター（湯楽里）が直営方式から指定管理者制度への移行が行われるため、全部で16施設の公募をいたします。

申請手続について

- ①指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②施設管理の基本方針（指定様式）
- ③管理を行う公の施設の事業計画書（指定様式）
- ④団体の概要調書（指定様式）
- ⑤経営状況を説明する書面
- ⑥その他必要と認める書類

※様式や指定様式（①～④）については、南島原市のホームページからダウンロードできます。

質疑応答

- 問** 誰でも指定管理者になることができますか？
答 個人以外であれば、法人格を有してなくてもなれます。（団体や代表者が税を滞納していたり、南島原市から指名停止を受けている者等は指定管理者になれません。）
- 問** 指定管理者のメリットは？
答 条例の範囲内であれば、指定管理者が責任を持って、自由な発想のもとサービスを提供できます。

募集要領は、所管課（右上参照）で配布いたします。

手続きに関するお問い合わせ 企画振興部 企画課 TEL050-3381-5030
 内容や募集要領のお問い合わせ 福祉保健部 地域福祉課 TEL050-3381-5051
 教育委員会 生涯学習課 TEL050-3381-5082

番号	施設名
1	南島原市立北有馬田平保育所
2	南島原市深江ふれあいの家
3	南島原市加津佐総合福祉センター
4	南島原市有家老人デイサービスセンター
5	南島原市布津デイサービスセンター
6	南島原市口之津デイサービスセンター
7	南島原市有家老人福祉センター
8	南島原市西有家老人福祉センター
9	南島原市北有馬老人福祉センター
10	南島原市口之津老人福祉センター
11	南島原市布津福祉センター
12	南島原市加津佐B & G海洋センター
13	南島原市加津佐グラウンド
14	南島原市加津佐テニスコート
15	南島原市加津佐宮原体育館
16	南島原市加津佐弓道場

所管課	1～11 福祉保健部地域福祉課
	12～16 教育委員会生涯学習課

指定管理期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）予定

指定管理者公募のスケジュール <参考>

申請書等様式の配布	平成19年8月上旬予定
申請書の受付	平成19年9月上旬予定
選定結果の通知	平成19年10月中旬予定
指定管理者の指定（12月議会終了後）	平成20年1月下旬予定
指定管理者との協定締結	平成20年2月末日

お問い合わせ 市民生活部 税務課 資産税班 TEL050-3381-5023 または 各総合支所 市民課 市民班